

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

流山市の産業は、卸売業・小売等をはじめとする第3次産業が事業所数、従業者数ともに8割以上となっており、従業員数30人未満の事業所が約95%と大半を占めている。(資料：令和元年経済センサス基礎調査)

流山市は、2005年のつくばエクスプレス開通に伴い、市面積の1/5にあたる627haで土地区画整理事業が展開されていることから、人口増加と交通アクセスの向上が飛躍的に進んでおり、市内の事業者にとっては追い風となっている。

一方で、少子高齢化による人手不足、取引先からのコストダウンへの要請、原材料価格の高騰等により、市内の事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。このような厳しい事業環境を乗り越えるためには、企業の労働生産性を向上させるための後押しが必要である。市内の事業者が保有している設備は老朽化が進んでおり、生産性向上に向けて大きな足枷となっていることから、これらの設備を生産性の高い設備へと一新させるための支援を行い、市内の事業者の労働生産性の向上を図る。

(2) 目標

先端設備等導入計画の認定数が、年10件以上を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内の事業者に広く労働生産性向上の機会を提供することから、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備全てとする。

労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供されることを要件とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

市内の事業者に広く労働生産性向上の機会を提供することから、本計画の対象区域は、当市の全域とする。

(2) 対象業種・事業

市内の事業者に広く労働生産性向上の機会を提供することから、本計画の対象業

種及び対象事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間から事業者が選択できるものとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮することから、人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。